

# 映画フィルムの保存について

## 缶や箱に入れたままになっている映画フィルムはありますか？

映画フィルムは高温多湿の環境を嫌います。また、常温のまま長期間、密閉された状態で保管し続けると劣化が加速します<sup>注1)</sup>。たとえ美術館、博物館等に多い摂氏21度・相対湿度50%で管理された所蔵庫であっても、劣化の進行を食い止めることはできません。もしフィルムから酸っぱい匂いがしていたら要注意です。フィルムのベースに使用されている素材「三酢酸セルロース」<sup>注2)</sup>の加水分解が始まっている可能性があります。「ビネガーシンドローム」と呼ばれるこの現象は、やがてフィルムの形状を崩し、再生や複製の機械にかけられなくなってしまいます。いったん加水分解が始まると進行を止めることができません。また、遊離した酢酸ガスは他の健全なフィルムを汚染し、加水分解が広がる恐れがあります。貴重な映像資料を失うことのないよう、今一度お手元のフィルムをお確かめの上、ぜひ対策を講じていただければと思います。

注1) 調湿・脱酸効果のある薬剤を適切に使用することで、劣化の促進を抑える効果があるとされています。

注2) フィルムメーカーでは90年代後半より加水分解を生じないポリエチレンテレフタレートをベースにした映画フィルム（PETフィルム）を製造しています。



劣化フィルム・その1



劣化フィルム・その2



劣化フィルム・その3

## どのように管理すればよいか…？

全国に向けて行った映画フィルム調査でも、古いフィルムの保存・活用にお困りの施設がとて多いことがわかりました。館内にフィルム専用の保管庫を設けることは容易なことではないかもしれませんが、まずは以下の点についてご検討ください。

- 缶や箱のふたを開け、換気する（直射日光は避けてください）
- 錆びた容器は新しいものに取り換え、調湿・脱酸剤は定期的に交換する
- フィルムを定期的に巻き返す（民間の有料サービス有り）
- 屋内のできるかぎり風通しの良い涼しい場所に保管する（フィルムの長期保存のための推奨環境は、低温低湿（相対湿度は20%まで）とされています）
- フィルム専用の保管庫に預ける（民間の有料倉庫有り）
- 東京国立近代美術館フィルムセンターへ、寄贈、寄託等について相談をする（フィルムセンターへ直接ご連絡ください）
- 酢酸臭がする映画フィルムは、
  - ◎他のフィルムと隔離し、通気性の良い場所で保管する
  - ◎形状の劣化が見られないうちにPETフィルムに複製する（民間の有料サービス有り）
  - ◎フィルムのクリーニング、修復、デジタル化を行う（民間の有料サービス有り）

劣化が見られる映画フィルムは、早めにPETフィルムへの複製、またはデジタル化することをお勧めします。このようなサービスを行う会社は複数あり、フィルムアーカイブ向けのサービスなど用意されていますので、一度問い合わせをされてはいかがでしょうか。\*別途、複製は著作権に関わりますのでご注意ください。

## ご所有の映画フィルムは大変貴重なものです。

映画フィルムにはオリジナルネガ、デューブネガ、リバーサルフィルム、上映用プリントなどさまざまな種類があります。オリジナルネガはもちろんのこと、上映用プリントの中にも、すでに原版が消失し原版相当の価値を持つものもあります。デジタル化を終えたフィルムにつきましても、可能な限り廃棄せず、保存、もしくはフィルムを受け入れる施設への寄贈等を、ぜひご検討ください。



## 可燃性フィルムが紛れていませんか？

可燃性フィルム（ナイトレートフィルム）は、1950年代半ばまでの35mmフィルムに多く、41.1℃の環境で自然発火したという実験結果もあります。危険物の第5類に分類されており、指定数量以上（100kg以上）の可燃性フィルム（セルロイド）を保有及び取り扱う場合には消防法の適用を受け、専用の設備と危険物取扱者の選任が必要です。指定数量未満であっても指定数量の5分の1以上（20kg以上100kg未満）を保有する場合は「少量危険物貯蔵取扱所」として消防署に届け出る必要があります（市町村火災予防条例）。

お手元のフィルムが可燃性であるかどうかは、フィルムのエッジに不燃性であることを示すSAFETYなどの表記がない限りは一般には判断がつきにくく、専門家や現像所等に確認してもらう必要があります。可燃性であった場合は、不燃性フィルムに複製する、またはデジタル化するなどした上で、元となるフィルムは専用の倉庫で保管することをお勧めします。

可燃性フィルムは貴重な文化資料でもあります。この時代のフィルムは、特に劣化が激しい時期に差しかかっていますので、今一度ご確認の上、対策をご検討ください。



## デジタル化はDVDのみ？

文化施設で行われるフィルムのデジタル化の多くは、DVD（もしくはVHS）への複製のみで、マスターテープ等にあたるものが存在していません。元フィルムのサイズや状態にもよりますが、DVDやVHSにする段階で情報量は減り、高い圧縮がかかることで画質は低下します。また、長期保存や利活用には適していません。フィルムが劣化し貴重な画や音が失われていく前に、極力解像度の高い複製を行った上で、必要に応じてDVD等に複製していくことをお勧めいたします。近年では映像をデータファイル化し、ハードディスクや保存用メディアに格納するケースも増えてきています。その場合でも、読み出し不能にならないようメディアやファイル形式の変換を定期的に行う必要があります。



## 燻蒸しても大丈夫…？

フィルムのように画像が化学反応で形成されたものは、燻蒸剤の種類によっては銀画像へ影響を及ぼすことがあります。そのためフィルムを保管する所蔵庫内で燻蒸を行う際は、事前にフィルムを避難させておく必要があります。避難していたフィルムを燻蒸後の所蔵庫へ戻す時には、虫等の混入を防ぐため外側の収納箱を新しくすることをお勧めします。

## 著作権法「保存のための複製」について。

著作権法31条により保存のための複製が認められる「図書館等」とは、図書館に限られません。著作権法施行令1条の3により、「図書館等」には、司書に相当する職員が置かれていれば、①法令によって設置された、著作物の原作品又は複製物を収集・整理・保存して一般公開することを主な業務としている施設（美術館や博物館等）②法令によって設置された研究所や試験所等の施設のうち、保存する資料を一般公開している施設③それらに類似する施設で文化庁長官が指定したもの（登録博物館、博物館相当施設等）も含まれます。「司書相当職員」とは、例えば、①司書の資格を有する者②4年以上図書館に勤務した司書補③一年以上の図書館勤務経験があり文化庁の講習を修了した者（3日間）、等です。

著作権法31条1項2号の「保存のため必要がある場合」に認められる複製には、代替性のない貴重な所蔵資料であるフィルムやビデオを、損傷等が始まる前にデジタル化（DVD化）することも含まれます。但し、著作権者の許諾なく複製出来るのは、図書館等が自らの責任で複製する場合で、外部の複製業者等へ依頼する場合は含まれません。

著作権法31条により保存のために複製された複製物は、通常の所蔵物と同様に著作権法38条により、非営利かつ無料の上映であれば、権利者の許諾なく行うことができます。詳しくは文化庁著作権課、著作権情報センター等へお尋ねください。



一般社団法人 記録映画保存センター ~私たちはフィルムの保存活動を行っています~

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目6-13-702 TEL:03-3222-4249 URL: <http://kirokueiga-hozon.jp>

\*掲載画像は、フィルムの現地調査先である各文化施設にて撮影させていただいたものです。